

ID: 295

担当部署: 経済部 農務課 農政係

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市農産物簡易加工処理施設条例 第15条第2項において読み替える場合の第12条第1項本文		
例規番号	平成18年条例第163号		
<p>【根拠条文】 (利用料金等)</p> <p>第12条 利用料金及び暖房料は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、利用料金及び暖房料の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>2 利用者は、前項の規定による利用料金及び暖房料をあらかじめ指定管理者に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、利用料金及び暖房料を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	平成30年6月15日